県民意見聴取手続 (パブリックコメント) の実施について (静岡県食肉センターの設置管理条例及び利用料金について)

1 要旨

令和8年4月の供用開始に向け、令和7年2月議会において静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例(設置管理条例)を制定する。

制定に向けて、12月 23日(月)~1月 9日(木)にパブリックコメントを実施する。

2 設置管理条例

(1) 主な内容

項目	内 容	
目 的	①食用に供する牛及び豚のと殺・解体の適正の確保 ②食肉の流通の円滑化 上記をもって畜産業の発展に寄与すること	
事業	① 牛及び豚のと殺・解体及び食肉の流通の円滑化に関すること ② センターを利用する牛及び豚の出荷者の使用に供すること(使用承認等) ほか	
設置場所	菊川市赤土	
開場時間	午前8時から午後4時50分まで	
休場日	日曜日、土曜日、祝日、12/31~1/3	
指定管理 施設運営	知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの(指定管理者)にセンタ ーの管理に関する業務を行わせるものとする	

(2) 利用料金(抜粋)(と畜場使用料、と殺解体料及び冷蔵庫使用料)

区分	利用料金(案)	小笠食肉センター現行料金	参考:近隣県施設の料金帯
牛 120kg~	9,625円/頭	9,207 円/頭	7, 138~11, 290 円/頭
豚 20~110kg	2,431円/頭	2,398 円/頭	2, 134~2, 448 円/頭

3 スケジュール

12 月	1月			
下旬	上旬	中旬	下旬	
10/00/ 🗆 \	フコメント ~1/9(木)	意見集約	● 結果公表	

4 意見提出先

メールの場合	chikusan@pref.shizuoka.lg.jp	
FAXの場合	054-273-1123	
郵送の場合	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	
	経済産業部農業局畜産振興課 畜産振興班	
問合せ先	経済産業部 農業局 畜産振興課 畜産振興班	
	電話番号 054-221-2095	